

多店舗展開型銀行のリスク管理

大正期の京和銀行を中心に

小 川 功

はじめに

迎由理男氏は『福岡県史』の中で全国的な支店網を築いた京和銀行、報徳銀行、不動貯金銀行、共栄貯蓄銀行など貯蓄業務を主とする「都市三流銀行」をとりあげて、「北九州や筑豊の活況に目を付け大挙して進出してきたこれら銀行は、周辺にいくつもの代理店を設け、外務員による勧誘を行うなど積極的な預金吸収活動を展開した¹⁾」と指摘している。大正期でも銀行の支店設置は大蔵大臣の認可事項であったが、「出張所もしくは張出所に就ては単に地方庁にのみ届け出ずる²⁾」簡略な手続きとなっていた。このため各銀行は「名儀、名称は出張所もしくは張出所とし、事実支店となんら異ならざる業務を営みつつ

-
- 1) 迎由理男『福岡県史』通史編、近代産業経済2、p960。なお京和銀行は門司、八幡、小倉、下関、戸畑、飯塚、久留米、中津の8支店を集中的に配置し、専務の平田章千代の一族と思われる平田哲蔵を中核の門司支店長として送り込むなど、とりわけ北九州地区を重視したと思われる。平田専務自身が山口県出身であったことと無縁ではなからう。
- 2) ~ 6) 大正12年2月28日『東京朝日新聞』(東朝)。神戸の銀行団では「今回自発的にこれが濫設防止に努力すべく申し合わせをした」とされる。本稿では新聞・雑誌、会社録と頻出資料は以下の略号で示し、本文中に記載した。(新聞・雑誌)東日...東京日日新聞、東朝...東京朝日新聞、読売...読売新聞、時事...時事新報、中外...中外商業新報、大毎...大阪毎日新聞、大朝...大阪朝日新聞、日出...京都日出新聞、北国...北国新聞、内報...帝国興信所内報、T...東洋経済新報、B...銀行通信録、保銀...保険銀行時報/(会社録)諸...牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所、紳...交詢社『日本紳士録』交詢社、要...『銀行会社要録』東京興信所、帝...『帝国銀行会社要録』帝国興信所、商工...『商工信用録』東京興信所、帝信...帝国興信所『帝国信用録』、日韓...『日韓商工人名録』明治41年、実業興信所、名家...『大正名家録』大正4年、成金...『大正成金伝』富強世界社、大正8年、通覧...農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在、沿革...長坂金雄編『大日本銀行会社沿革史』大正8年、東都通信社、株主要覧...『大正九年版 全国株主要覧』東洋経済新報社、変遷...『本邦銀行変遷史』銀行図書館、平成10年、南都...『南都銀行五十年史』南都銀行、昭和60年、営...『営業報告書』

あるものも少なくない³⁾ばかりか、「主務省の認可を見越し、認可以前に支店、出張所の設置に必要な土地の購入及び行舎の建設等を敢行するものも多く、十分なる取締りを行い得ない⁴⁾状況にあった。大蔵省は大正11年末に勃発した京和銀行、報徳銀行を含む諸銀行の休業破綻の一原因として「各銀行が競争的に支店または出張所もしくは張出所を濫設し、不当なる預金及び貸し付けを競う⁵⁾店舗濫設の弊害を認め、12年2月「いかなる名儀、名称を以てするとも、店舗を設けて銀行業務の全部または一部を行うべき機関、すなわち支店、出張所もしくは張出所はこの際絶対に新設せしめざるよう嚴重な通牒⁶⁾を発した。こうした流れの中で大蔵省は13年7月支店設置を制限する通達を発して「資本金五十万円未満のものに対しては、いずれの地にも新たに支店設置を認めざること」(T13.7.29時事)とした。13年8月大蔵省が「検査に当たればしばしば発見する違法または不備の事項」(T13.8.23中外)として30項目を発表した銀行業務改善の通達でも、「支店設置の認可を受けずして、出張所、出張店、派出所または代理店等の名称を以て、支店と同様の取扱いをなし居れるものあり」「支店、出張所、代理店の監督の不行届なるものあり」(T13.8.23中外)など無認可店舗に関する不備を指摘し、業務改善を指示している。大蔵省は危険な銀行が存在するとの警告を預金者に発した中で、異常に高率な利率で預金を勧誘する銀行などととも、「代理店、出張所等の多数なる銀行は危険の多き事」(T15.9.11読売)という一項を挙げている。

筆者のファイナンス研究⁷⁾の一環として、本稿⁸⁾では大正期に多数の代理店、出張所等を積極的に設置し、「多大の支店網を利用して旺に預金の吸収に努力」(T13.8.9T)した「多店舗展開型」銀行の一例として迎氏のいう「都市三流銀行」の中から特に京和銀行⁹⁾を取り上げたい。京和銀行は「同行の材料が最もよく記者の手許に揃ってゐる」(T13.8.2T)との理由で「悪銀行の一標本」

7) 筆者の滋賀大学経済学部ファイナンス学科在籍中の同僚として、また同一学会に所属する学徒として、十有余年にわたり数多くの学恩を頂いた故秋山義則教授のご冥福をお祈り申し上げます。

8) 系統的な根本史料を欠く京和銀行の調査の過程で、特に木林ユウ京和銀行頭取の実家の当主・紺木久彌氏、日本銀行金融研究所の大宮氏などから貴重なご教示、資料の開示・提供を頂いたことを記しておく。

と題して連載の調査記事で京和銀行を解剖しようと意気込んだ当時の『東洋経済新報』誌でさえ、「巨額の欠損が如何にして齎らされたかは…謎で…銀行当局が之を謎として真相を明らかにせざる」(T13 8 9T)と匙を投げているなど、未解明な部分が依然として多く残されているからである。今回はまず同行の沿革から説き起こし、休業までの発展過程を概観することからはじめたい。

1. 京和銀行前史

京和銀行の前身・東銀行は明治33年3月5日貴族院議員(紳 M32, p419)の児玉利國(麹町区永田町2 7)らにより東京市京橋区銀座一丁目に資本金20万円で設立され(名家, ヒ p23, 変遷, p19), 3月26日開業, 翌34年貯蓄銀行業を兼営した。(南都, p79)

40年時点の東銀行は本店京橋区銀座一丁目15, 資本金20万円, 払込11万円, 積立金3 610円, 前期配当6%(日韓, p16), 役員使用人18名, 株主51名, 大株主は池谷徹¹⁰⁾ 1 441株 / 4 000株, 太田衛 250株, 林友幸(相談役) 1 200株, 大沢門弥 180株, (要 M40, p103), 頭取池谷徹, 常務太田衛¹¹⁾で, 取締役は前年の西川藤三(横浜市青木町), 山本逸造¹²⁾, 監査役斉藤弥太郎¹³⁾(諸, M39, 上 p46)が交代し, 取締役林正樹¹⁴⁾, 石光三郎¹⁵⁾, 金川正家¹⁶⁾, 監査役墨岡淳平¹⁷⁾であった。この時点で東銀行との兼務者が多い内外火災保険¹⁸⁾は,

9) 筆者が新たに構想しつつある「女性エグゼクティブ研究」の観点から, 京和銀行の女性頭取である木林ユウと, 彼女が信任して「整理の任に当らしめ」(T11 .12 6内報)た専務平田章千代両重役間の諸関係を中心に, 出自, 活動領域, 整理の経過等の別稿を予定している。

10) 池谷徹(日本橋区吉川町 牛込区細工町23)は東銀行頭取(諸, M39, 上 p46) 1 441株 / 4 000株, 松月堂[京橋区中橋, 明治36年7月設立, 菓子製造販売(要 M40上 p143)]社長, 内外火災保険社長(日韓, p30)・内外火災保険取締役(要 M40役, p39), 11/ 6 期京和銀行旧179株主(T11/ 6 #45巻, p1)

11) 太田衛(芝区愛宕下4 1)は23年前開業の帽子(商工 T3, p131), 橋貯蓄銀行監査役60株主(要 M40, p40, 役, p138), 東京クツシタ取締役(要 M44役, p128)

12) 山本逸造(神田区富松町 / 佐柄木町21)は白粉・薬商・春養堂, 所得税7円47銭(紳 M32, p370)

13) 斉藤弥太郎(浅草区元鳥越町25)は米穀商, 所得税15円00銭(紳 M32, p485)

14) 林正樹(京橋区紺屋町8 / 西多摩郡三田村御岳)は青梅銀行監査役のみ(要 M44, p64)

15) 石光三郎(神田区錦町3 5)は内外火災保険庶務部長(『保険業者名鑑全』明治36年, ↗

大和火災、日宗火災などとはほぼ同時期に免許を取消され、かつ42年3月20日破産¹⁹⁾、弁護士曲木如長が清算人に就任した。(M45.1.1保銀)両社共通のトップ池谷徹の安易な経営姿勢に問題があったものと推測される。ほぼ同時期に東銀行も「時の重役池谷徹、佐藤茂三郎²⁰⁾等、経営の方針を誤り、四十三年末に至り、一時甚だ苦境に陥」(名家、ヒ p23) ったとされる。

その少し前の明治43年9月東銀行は奈良市林小路町17番地に奈良代理店(電話265番)を開設(南都、p79)したが、44年8月奈良代理店は「当時奈良市代理店の経営者」(T11.12.6内報)で「奈良県多額納税者」(名家、ヒ p23)でもあった木林ユウの自宅に移転(南都、p79)、「営業項目...一、貯蓄預金一口金十銭以上年六朱ノ一、三年貯金一口五十銭以上年七朱六厘強ノ一、貸付及手形割引為替取組、貯蓄債券売買、尚小口貸付精々御便利二御取扱申上候間、多少不拘御取引ノ程願上候」²¹⁾と高利預金の行紋入りの1頁広告を出している。

2. 木林 = 平田体制確立と京和銀行への改称

奈良代理店主の木林は「営業不振に陥り、紊乱其極に達した...同行の権義一切を引受け」(T11.12.6内報)、「木林ユウ並に平田章千代氏等多額の出資を為して、之れを救済」(名家、ヒ p23)し、同行引受を進言した「木林の親戚」(成金、p141)との一説もある奈良在住の「平田章千代氏をして整理の任に当らしめ」(T11.12.6内報)た。こうして明治44年2月東銀行は全重役を改選、専務

1) p70)、内外火災支配人(要M40、p123)、神田区猿楽町24、東銀行取締役のみ(要M44、役p47)

16) 金川正家(芝区愛宕下4-1)は内外火災、東銀行各取締役(要M40、p185)、11/6期京和銀行旧2株、3新100株

17) 墨岡淳平(日本橋区吉川町6番地)は内外火災の本店所在地、東銀行監査役のみ(要M40、p601)、京和銀行121株主(要T3、p54)、T11/6期では旧株10株のみ(#45営、p89)

18) 内外火災保険は明治32年10月に神田区三崎町三丁目1番地に資本金20万円で設立された。(『保険業者名鑑全』明治36年、p70、諸M39、上、p122)明治36年では新潟、函館、富山、横浜に出張所を置いており(『保険業者名鑑全』、p70)、裏日本側の大火のリスクに晒されていたと推測される。

19) 太田鶴吉編『保険年報』明治44年、p85

20) 佐藤茂三郎[京橋区入舟一丁目 赤坂区青山南町2-27]は東銀行取締役のみ(要M44、役、p449)。原文は佐藤義三郎と誤記。

21) 『大和人名鑑』明治44年、p80~81広告

には木林の意を体した平田が就任した。明治末年の京和銀行の役員は頭取中園繁若²²⁾、専務平田章千代(奈良市東笹鉾町)、取締役支配人若森篤太郎²³⁾、監査役手代木佑寿²⁴⁾、林副重²⁵⁾(諸, M45, 上 p35, 要 T2, p48)となっており、弁護士の手代木佑寿が平井源七郎(京都市下京区新堀通大和東三丁目)に代り監査役に就任したのは同行の整理と関係があろう。大正初期の同行大株主は木林ウウ5,590、平田章千代2,611、池谷徹(東銀行元頭取)379、墨岡淳平(東銀行元監査役)121、奥山茂²⁶⁾115、以上5大株主計8,816株となり、残余の83株主は1,184株(@14.3株)と少数派であった。(要 T3, p54)

「同行も以前一時不振の状態にありしことありたるが、平田専務取締役の椅子に座りて以来、一大変革を加へて、鋭意整理を断行するや、頹勢一変、一大隆境に進み」(沿革, p31)、44年7月本店を京橋区五郎兵衛町に移転(名家, ヒ p23)、45年2月6日東銀行は新たに京和銀行と改称(南都, p79, 変遷, p213)、同年7月資本金を50万円に増資した。(名家, ヒ p23)

筆頭株主で実権者の木林ウウは「京和銀行 にとっての顕著な功労者」(T13.10.22大朝)として、大正2年異例の「女頭取に祭り」(T13.10.22大朝)上げられた。当時の役員は頭取木林ウウ(新任)、専務平田章千代(奈良から渋谷に移転済)、取締役子爵中園繁若、富士治左衛門²⁷⁾(新任)、取締役支配人若森篤太郎、監査役林副重、手代木佑寿であった。(帝 T2, p24) 新経営

22) 中園繁若(京都市上京区上御霊横通寺町西入)は子爵(帝 T2, p24)、京都生命調査課勤務の社員(『保険業者名鑑』明治36年, p32)

23) 若森篤太郎(京橋区五郎兵衛町 京都)は11/6期京和銀行旧株50株主(T11/6 #45営, p23)

24) 手代木佑寿(芝区西久保桜川町20)は弁護士、日本産業、新療法研究所各監査役(紳 T11, p220)、所得税66円(紳 T14, p551)、第七銀行、東京市製版[平田章千代も役員]印刷各取締役(帝, T5, 職 p221)、日本土地建築取締役、日本産業監査役(要 T11役下 p61)、11/6期京和銀行旧株50株主(T11/6 #45営, p67)

25) 林副重(南多摩郡由木村大塚)は珪瑯焼株式会社取締役(要 M34役, p52)、日本屋上防火取締役(要 M44役, p64)、京和銀行監査役のみ(帝, T5, 職 p31)

26) 奥山茂(品川町)は品川税務署長(紳 M32, p154)

27) 富士治左衛門(日本橋区小網町3-9)は300年前創業の艾兼石鱈(商工 T3, p368)、他の兼務なし(帝, T5, 職 p197)、京和銀行取締役、豊時計製作所、相馬銀行各監査役(要 T11役下 p1)、縫針問屋、京和銀行取締役、相馬銀行監査役、所得税199円(紳 T11, 中 p162)、萬治創業の老舗の荒物・艾、京和銀行ほか会社役員、対物信用未詳、対人信用普通、

陣は行名変更が続いて預金者の信用を高めるべく「仲猿楽町十七番地に清楚な洋館を押し立てて、京和銀行と云ふ金看板をブラ下げた」(成金, p141)が、京和の行名は恐らく、東京の「京」と「大和」の「和」に由来するものと思われる。4年7月26日午後3時より定時総会を開き、平田専務が事業報告、益金34,674円23銭を「同行基礎の堅実を計る為め積立に繰入ることを満場一致を以て可決」(T4.7.27読売)した。5年6月末では資本金50万円、払込27.5万円、1万株、諸積立金20,600円、諸預り金1,206,467円、貸金割手783,668円、有価証券162,534円、所有土地建物190,119円、預け金及現金208,608円であった。(帝, T5, p27)役員は頭取木林ユウ、専務平田章千代、取締役富士治左衛門、監査役林副重、手代木佑寿、相談役西重治²⁸⁾、林田伝次郎²⁹⁾、島津勝太郎(福岡県田川郡金田町)、林田春次郎³⁰⁾、西沢庄右衛門³¹⁾、大株主は木林ユウ5,590株、平田章千代2,606株、川島友一200株、池谷徹(東銀行元頭取)179株、田沢勇³²⁾(水戸支店監督、監査役)121株であった。(帝, T5, p27)木林・平田両重役の合計は8,196株で、「同行総株数一万株の内、殆んど其八分は木林頭取及平田専務取締役の所有する処にして、同行の如きは株式組織とし云へ、殆んど木林及平田家の経営する銀行にして、而も其取締役は連帯無限責任」(沿革, p32)と宣伝した。また「一大変革を加へて鋭意整理を

27) 年商7~10万円、盛衰は衰(帝信 T14, p257)、豊田教嘉より継承する豊田炭鉱発起人(T8.5.23内報)

28) 西重治(奈良県添上郡平和村美濃庄)は明治44年の「国税営業税三十円以上納入者」名簿、金銭貸付(『大和人名鑑』明治44年, p213)、大日本紡績337株、日本絹糸紡績50株(株主要覧, p357)/関係未詳の西重一(奈良)は11/6期京和銀行新株100株主(T11/6 #45営, p16)

29) 林田伝次郎(福岡県嘉穂郡飯塚町/嘉穂郡二瀬村片島)は醤油製造(『帝国実業名宝 酒類生酢醤油味噌之部』大正8年, 商進社, p250)

30) 林田春次郎(福岡県田川郡伊田町)は小倉鉄道300株、九州水電2320株(株主要覧, p192)、九州興業取締役(要 T11役上 p74)、11/6期京和銀行新株50株主(T11/6 #45営, p8)

31) 西沢庄右衛門(名古屋市西区本町2-5)は先代開業の垂糸系絹糸(商工 T3, p19)、糸類商、所得税198(紳 T14, p19)

32) 田沢勇(茨城県東茨城郡河和田村大字赤塚41-1)は京和銀行監査役121株(帝, T5, p27)のみ(帝, T5, 職 p112)、京和銀行取締役、京和貯蓄銀行監査役(要 T11役中 p33)、昭和2年12月1日(株)三田浜楽園の初代監査役に就任(『官報』第353号, 昭和3年3月5日, p133)

断行するや、頹勢一変、一大隆境に進み」(沿革, p33), 「東京市内幾多の銀行中其経営方法の着実にして毫も浮華の態度を有するなきを株式会社京和銀行となす」(沿革, p31)もの自負、6年「総預金額は茲に一千百余万円を算するの盛況」(沿革, p33)を呈したため、まもなく50万円から100万円に増資した。(T8 .12 9内報)

8年8月帝國興信所は京和銀行の近況につき「専務平田章千代氏の経営宜しきを得て順調に辿り来りし京和銀行(資本金百万円、払込金八十七万五千元)は近年著しき発展を示し、据置預金契約高八千万円、定期其他諸預金総額一千五百万円に達し、有価証券其他確実なる物件担保の貸付、日を追ふて多きを加へ、引続き好成績を挙げつつあるが、昨7年百万円に増資後未だ一年有半に過ぎざるに、預金の増加に伴ふ必然の道程と、財界今後の趨勢は同行をして更に資本増加の必要に迫らしめ、来年二月の決算後を俟て、資本金を五百万円に増資すべく、内密に協議中の模様なりしが、未だ具体的進捗を見ずと雖も愈々増資発表の暁は一般世人に周知せしむる必要上、一万株を割き十円以上のプレミアム附を以て公募に附する意向なるが如し」との多分に好意的な「京和銀行増資説」(T8 .12 9内報)を掲載した。当記事の通り、9年4月5日500万円への増資認可を受け(T9 / 6 #41号, p4)、1万株を10.0円のプレミアムで公募し、最低募入プレミアムは10.0円であった³³⁾。この時期の同行の営業景況は「極メテ順潮二進捗シテ茲二両ツナカラノ払込ヲ完了シ益々資力ヲ充実シテ基礎ヲ固メタ」(T9 / 6 #41号, p6)と高言している。

11年1月1日からの改正貯蓄銀行法の施行を前に、10年11月規制が強化される貯蓄銀行業務を廃止して、規制の緩い普通銀行に転換する認可を受けるとともに、12月第九十二銀行を買収して自行の別働隊を示す京和貯蓄銀行と改称した上で、「京和銀行カ従来取扱ヒ居リタル貯蓄業務ヲ継承」³⁴⁾させるとともに、各支店を同行代理店を兼ねさせるという一連の組織変更を断行した。これを機

33) 小沢福三郎『株界五十年史』昭和8年、春陽堂、p289

34) 大正11年1月30日埼玉県知事宛大蔵省銀行局長文書、埼玉県行政文書、大正11年、商工課、埼玉県文書館「大1384 41」

に普通銀行として各地の組合銀行へも加入，外見上「最近常に一割の配当を持続」(T11 .12 8北国)していた。

3 . 積極的な多店舗展開

『東洋経済新報』は「大正六年末に於て...小銀行に過ぎなかった」京和銀行が「欧州戦時の活況時代に乗じて急激に膨張」したのは「主として支店の大拡張によった」(T13 8 9T)と分析している。支店拡張の道筋を見ると明治45年京都支店を下京区四条通堀川西入唐津屋町537番地に開設(帝, T5, 京都 p 8)したのに続き, 大正2年4月15日奈良市東笹鉾町13番地に奈良支店³⁵⁾, 3年6月水戸支店を水戸市上市南町9, 金沢支店を金沢市片町97番地1にそれぞれ設置した。5年6月末には奈良支店兼務小林ユウ, 水戸支店監督田沢勇, 京都支店支配人浅野英夫, 金沢支店理事中沢浩³⁶⁾, 金沢支店長心得菊池武の陣容であった。(諸, T5 上 p45)京和銀行は5年10月発行の『帝国銀行会社要録』第五版に「頭取小林ユウ, 専務取締役平田章千代, 支店所在地奈良, 京都, 水戸, 金沢」との広告を出したが, 掲載頁は奈良県の部分を指定するなど, 当時は小林頭取の地元・奈良を最重視する姿勢を示していた。

6年末では2支店増設して支店数6, 代理店数92, 計98であった。(T13 8 9 T)6年末の預金総額326.7万円(T13 8 9T)は10年6月末では預金2,017.8万円, 貸出金1,835.8万円に急増しているのはその後の積極的な多店舗展開の成果であった。すなわち7年末の支店数は2支店増設して9, 代理店数50, 計59店で, 「大阪, 京都, 奈良, 水戸, 金沢, 岡山, 門司, 福岡, 長崎の支店を始めとし, 各所に六十余ヶ所の代理店を設置」(沿革, p33)していたが, 8年中に豊岡, 鹿児島, 戸畑, 飯塚, 高岡, 松本に支店を増設, 9年1月の支店数は15店となった。

9年2月12日下関, 八幡, 小倉, 対馬(厳原)の4支店, 9年5月6日中津,

35) 大正2年4月26日『官報』第220号付録, p1, 南都, p80では23日

36) 中沢浩(金沢市台所町三番丁)は糸 京の誤記 和銀行理事, 所得税37円, 電話1875(紳 T11, p11)。因みに同時期の十二銀行金沢支店長・家城尚由の所得税は63円(紳 T11, p 2)

勝山，武生，久留米の4支店の設置許可を得て，上記下関～久留米の「八代理店ヲ昇格シテ支店制度トシ」(T9/6 #41嘗，p6)た結果，10年末には24支店，30代理店，合計54店舗に達した。さらに11年1月までに王寺，粕壁³⁷⁾，柏崎，小郡の4代理店を順次支店に昇格させた結果，11年末には28支店，岡山(T6 5 26大朝山陽版)，釧路，池袋，浦和，堺など27代理店，合計55店舗，出張所を含む営業用家屋の所有数は87棟(#46嘗，p20)となった。11年1月28日の総会で東京支店，長崎県茂木出張所の設置を決議(#45嘗，p4)，11年9月1日福井，仙台，小坂，富山の4支店設置認可を申請(#46嘗，p5)するなど，休業直前まで休むことなく店舗増設を積極的に志向していたことが判明する。富山支店の認可は営業報告書に記載がないが，現実には休業直前に富山支店では「新築落成祝に際し預金」(T11 .12 .10北国)を集めて，「第四十九越中両銀行の預金一万二千余円」(T11 .12 .10北国)を保有しており，開業早々に被った休業であった。富山支店の規模は預金20万円，貸付約5万円(T11 .12 .10北国)であったから，この程度の規模が同行の支店昇格の内部基準かと推測される。

京和銀行の採用した多店舗展開策の詳細は資料を欠くが，概ね 地元有力者を相談役・監督・理事等の役員以外の名誉職に推挙，当地の代理店等を委嘱，歩合制の外交員等の大量導入，預金高に応じて支店への昇格，当該支店を母店として周辺に出張所を順次出店するといった一連の流れが想定されよう。の相談役としては西重治，林田伝次郎，島津勝太郎，林田春次郎，西沢庄右衛門らの委嘱例があり，林田，島津らは飯塚，西沢は名古屋支店の開設を賛助したとみられる。また大阪支店には関西地区の支店全体を統括する監督(T11 .12 .10大朝大和版)を置いており，支店長の小林保³⁸⁾が就任していた。

8年中に支店を新設した兵庫県豊岡町の場合，京和銀行は近隣の兵庫県養父郡養父市場村に本店を置く養父市場銀行³⁹⁾との関係が緊密で，同行取締役の

37) 埼玉県の粕壁代理店は 大正2年10月20日設置，10年12月17日大蔵省銀行局長より埼玉県知事宛「今般支店認可相成候」(「大1265 26」)と示達された。

38) 小林保(大阪府東成郡天王寺村)は王冠製造商事代表取締役，中央商事銀行取締役，関西倉庫代表取締役(要 T11，役下 p31)，京和銀行3新株250株主(#45嘗，T11/6，p62)

高橋光治, 秋山注連蔵, 足立芳蔵の3名が京和銀行株主であった。京和銀行が市場性の疑わしい養父市場銀行旧株440株, 新株300株, 合計740株も保有(#45 巻, p17) したのも店舗設置の面で地元行との連携が必要であった結果かと考えられる。

の代理店は, たとえば埼玉県の場合, 2年10月粕壁町, 4年5月綾瀬村, 4年10月皆野村, 松山町, 浦和町に相次いで代理店を設置した旨を埼玉県商工課に届け出⁴⁰⁾るなど, 順次「全国枢要の地に代理店を置き」(名家, ヒ p23), 6年には「各所に六十余ヶ所の代理店を設置」(沿革, p32) し, さらに「日本全国に七十余箇所ある」代理店を「今 7 年中には百以上に達すると云ふドエライ意気込み」(成金, p141) で急拡張した。遠方の北海道釧路, 旭川, 留萌, 札幌, 小樽, 岩内, 室蘭, 函館, 秋田県花輪町⁴¹⁾等にまで代理店を設置したが, 京和銀行の進出意欲の強さが際立っていることが判明する。

の外務員による積極的な預金勧誘に関しては「多大の支店網を利用して旺に預金の吸収に努力」(T13 8 9T) し, 特に「行員に鈔からぬ一定の歩合を与へて預金を漁らしめ」(T13 8 .16T) たとされる⁴²⁾。3年2月北海道出身の坂本初太郎が「上京し京和銀行の外交員となりしも, 年余ならずして退行... 勸業債券の月賦販売を開始」(T8 .10 28内報) し, 日本興業社長となったり, 大正4年12月埼玉県南埼玉郡の綾瀬代理店, 比企郡の松山代理店の契約を相次いで「今般都合二依り解約」⁴³⁾するなど, 契約上存続期間を満五ヵ年と規定する代

39) 養父市場銀行は明治28年2月8日設立, 昭和5年1月20日破産宣告, 5年2月9日破産確定した。(変遷, p810)

40) 京和銀行「代理店設置御届」, 埼玉県行政文書, 銀行会社, 埼玉県文書館「大231」大正2年, 「大718」大正4年, 埼玉県文書館

41) 当時の地元の商工業内では安田銀行, 盛岡銀行, 秋田銀行各支店と並んで京和銀行も商家, 企業者の金融を助けた旨が紹介されている。隣県・岩手県所在の盛岡銀行でさえ昭和2年に「本 秋田 県花輪町並に横手町に支店を有するのみでなく, 本県下の事業たる秋田電業株式会社に四千九百六十株, 雄勝電鉄に二百株, 秋田鉄道に五百株の投資をなしてその事業を援けてある」(昭和2年9月25日東朝秋田版「全国産業博覧会」協賛広告) など花輪・横手両町への広域的進出の意義を強調している。

42) たとえば埼玉県浦和代理店では大正4年3月1日代理店主・小沢清三郎(京和銀行本店近隣の洋服商で年商1~2万円)との間で第一種手数料(定期貯金の新契約高の2%), 第二種手数料(集金額の4%), 定期預金手数料(0.25~1%)を支給する附帯協定書を締結した。(埼玉県行政文書「大718 39」)

理店主を短期間に変更せざるを得なかった事実からも代理店の存続率の低さ、歩合制度による月掛の据置貯金募集担当の行員の定着率の低さなどが窺えるようである。

の代理店の支店への昇格は、10年12月24日代理店を昇格させ、支店を開設した王寺（南都，p80）や、「元代理店なりしを、去る大正十年支店に昇格せしめたる」（T11 .12 .10内報）柏崎，粕壁，小郡のように、獲得した預金高に応じた報償の意味を込めた支店昇格策を採用していたようである。たとえば古参の金沢支店も金沢代理店主で「軍人上りの中沢浩と云ふ台所町に住ってゐた人で、県下に互り莫大な加入者を集め、其結果大正五年支店に引直され」（T11 .12 8北国），中沢が金沢支店理事に昇格した例がある。休業当時の金沢支店の月掛の据置貯金契約高803 400円，契約人員1 900人，払込高262 008円（T11 .12 8北国），「月掛貯金は県下各郡に互って三千六百二十七人と云ふ大多数の人が加入して居るから、先づ百姓連中が九分通りを占めて居ると見ねばならぬ」（T11 .12 8北国）と報じられた。京和銀行「株主中には石川県人が五十人余り加はってゐるが、此人達の持株は二三百株を最高として約千株位に上り、多くは郡部殊に能美郡の人達で占められ」（T11 .12 8北国）だが、中沢による郡部での月掛据置貯金募集・支店昇格と一体的関係にあった可能性が高いと考えられる。の出張所は各支店を母店として、その周辺には許認可の不要な出張所・派出所等を配置し、破綻前には「百余の出張所を設け...て居た」（T14 .1 .7時事）と報じられていた。たとえば金沢支店の場合、片町の支店の下に浅野川派出所を春日町四丁目に、野町派出所を野町四丁目に配置、ほかに姉妹行の京和貯蓄銀行の代理店を七尾と小松に置いていた。（T11 .12 6北国）

また中核店の奈良支店の場合、3年4月10日奈良市高御門町に南出張所、同年6月奈良県生駒郡郡山町柳町に郡山出張所、7年5月21日郡山出張所（再開）、9年10月1日生駒出張所、10年11月1日三島出張所（丹波市）をそれぞれ開設している。（南都，p80，T11 .12 6東日）生駒郡北倭村出張所主任には奈良県会議員の杉本久三郎が就任していた。（T11 .12 9大毎）この結果休業時43）大正4年12月7日「代理店契約者変更御届」，埼玉県行政文書，銀行会社，「大718 47」

に奈良県が京和銀行、京和貯蓄銀行「二行二就テ八吏員ヲ派シ調査セシメ」⁴⁴⁾として作成し大蔵省銀行局長宛提出した調査によれば奈良支店管内には北倭、三島、帯解、柳生、南生駒の5出張所、古市派出所の6拠点、王寺支店の管内には法隆寺、柏原の2出張所、平群派出所の3拠点、合計9拠点も存在した。このほか奈良県下には大阪支店管内の生駒町出張所、本店管轄の三輪代理店、高田代理店もあった。なお大朝の「三輪、高田両代理店及び奈良支店の出張所が帯解、三島、柳生、南生駒、北倭、古市と、王寺支店の出張所が法隆寺、平群にある」(T11.12.7大朝大和版)との報道ともほぼ一致する。

4. 別働隊の京和貯蓄銀行、国民銀行、中央商業銀行

「近時業務の発展に伴ひ各方面の拡張に怠りなき」(T10.6.19内報)京和銀行は以下の3行や万寿生命など問題含みの金融機関を積極的にというより、むしろやや強引な形で買収し、自行の別働隊として活用しようとした。

(1) 京和貯蓄銀行

京和銀行は普通銀行業務のほか、貯蓄業務をも併営していたが、貯蓄銀行法の強化の方向に鑑み、10年6月藤本徳之進⁴⁵⁾が経営する第九十二銀行、国民銀行の両行を一括して買収すべく仮契約を締結した。(T10.6.19内報)同時に京和銀行は貯蓄業務を廃止し、純粹の普通銀行に転換すべく大蔵省に申請、10年11月中旬に認可され(T10.12.8内報)、10年12月「別働隊として曩に買収したる九十二銀行を京和貯蓄銀行と改称して同行の貯蓄部を独立せしめ」(T11.12.6内報)、頭取に平田章千代、取締役木林ユウ、取締役岩田督⁴⁶⁾、監査役福原俊丸⁴⁷⁾、田沢勇ら京和系役員が就任した。(T10.12.8内報)

44)「京和銀行(京和貯蓄銀行ヲモ含ム)支店出張所派出所調」大正12年4月12日銀行局長宛「銀行休業二開スル件」『大正十二年度普通銀行一件』(奈良県庁文書 T12.45)

45)藤本徳之進(芝区白金三光町450)は平田と同郷、明治4年4月30日山口県平民藤本勘助の次男に生れ、27年中央大学卒業、39年国民銀行入行、会長となったほか、富士生命専務、合資会社桑原鉄工所出資社員(人 T7, 頁 p30)、国民銀行頭取、藤本兄弟株式会社社長、大和護謨栽培常務、船木鉄道、桑原鉄工、国民殖産、大正電気製鍊所各取締役、東亜電機監査役(要 T11, 役下, p12)

46)岩田督(荏原郡大井町庚申塚)は中央商業銀行、京和貯蓄銀行各取締役、北海道亜麻工業監査役(要 T11, 役上, p21)

11年1月姉妹行となった京和貯蓄銀行が「京和銀行力従来取扱ヒ居リタル貯蓄業務ヲ継承...ノ件」⁴⁸⁾も認可され、11年1月京和銀行の各支店は京和貯蓄銀行の代理店を引受けた。(T11 .12 8北国) 11年6月末京和銀行は京和貯蓄銀行株840株を保有する。(T11/ 6 #45営, p17)

12年12月4日京和貯蓄銀行も京和銀行ともども取付にあつても、休業「セズ」、取付原因は「不明」(T11 .12 27内報)とされた。その後、京和貯蓄銀行の経営権は鴨下荘右衛門⁴⁹⁾らに譲渡された。昭和2年8月9日大阪の島徳蔵⁵⁰⁾は「京和貯蓄銀行の乗取りを策し...経営者鴨下荘右衛門から買収せん」⁵¹⁾と鴨下に17万円を貸した形を装い、2年11月12日「自分の腹心の部下である」⁵²⁾小堤健雄、桜田親光らを役員に派遣した⁵³⁾。京和貯蓄銀行は昭和5年ころに消滅(変遷, p214)したとされる。

(2) 国民銀行

第九十二銀行買収と同時に京和銀行は「行内の不統一により貸出其他に関して兎角の噂」(T11 .12 20内報)があった同系統の「国民銀行ノ頭取タリシ藤本徳之進ヨリ...三十五六万円ニテ買受ケ...株式譲渡後八京和銀行取締役平田章千代ヲ国民銀行ノ取締役ト為シ、依テ京和銀行ヲシテ国民銀行経営ノ実権ヲ得シムヘキ約束」(T15 .12 23法律)を行なった。「京和銀行との合併問題を以て何とか局面を転回せんとした」(T11 .12 20内報)藤本頭取は京和側に「国民銀行ノ資産力...七割五分迄確實ナルコト...国民銀行監査役秋本豊之進ハ同シク八割五分迄確實ナルコトヲ保証」(T15 .12 23法律)したので、同年6月京和

47) 福原俊丸は平田章千代が 5,000株主(要 T11, 朝鮮 p6)の両江拓林鉄道社長、京和貯蓄銀行監査役

48) 大正11年1月30日埼玉県知事宛大蔵省銀行局長文書、埼玉県行政文書「大1384 41」

49) 鴨下荘右衛門(北多摩郡小金井村大字小金井2582)は先々代開業の醤油醸造(帝信 T14, p128), 醤油味噌製造業(『帝国実業名宝 酒類生酢醤油味噌之部』商進社, 大正8年, p17)

50) 島徳蔵は山田充郎「取引所理事長と『乗取屋』 島徳蔵の二つの顔」『企業家研究』第4号, 企業家研究フォーラム, 平成19年6月参照

51) 52) 伊藤由三郎編『銀行犯罪史 附予防法』昭和11年, 銀行問題研究会, p216, p214

53) 『官報』第327号, 昭和3年2月2日, p53

銀行は国民銀行14,345株を京和行員柳沢寛三⁵⁴⁾などの「名義ヲ使用」(T15.12.23法律)して37.5万円で買受け、平田章千代、重松清行、尾原雄之助⁵⁵⁾の3名が国民銀行取締役就任した。(T10.8.13内報)

しかし7~8月「京和銀行ノ重役等ニ於テ国民銀行ノ資産状態ヲ調査セシトコロ、前記藤本、秋本ノ保証シタルトコロト全ク異リ」(T15.12.23法律)、「確實ナルモノニ非サルコト京和銀行ノ重役ニ発見セラレ...株式譲渡及之ニ付随スル契約ヲ破棄」(T15.12.23法律)、「合併談も立消」(T11.12.20内報)となった。11年12月18日国民銀行は手形交換所決済不能となり、預金者が店頭に殺到、12月19日国民銀行は若尾銀行東京支店に援助を拒絶され臨時休業を発表した。(T11.12.20B) 13年9月9日東京地方裁判所は国民銀行に破産を宣告した。(T15.12.23法律) なお京和銀行と国民銀行との間では支払拒絶された手形の支払を巡り訴訟にもなった。(T15.12.23法律)

(3) 中央商業銀行

中央商業銀行は資本金30万円で浅草区材木町24番地に設立、明治33年4月開業した。(変遷, p503, 沿革, p35) 大正7年以前の中央商業銀行は「一時愛国生命保険会社と密接の関係を結び来りたるが」(T12.5.30内報)、同行への大口預金を主務省から差止められた愛国生命側の事情(T7.4.10東朝)で手放すことになったため、京和銀行では「芝の中央商業銀行とも姉妹関係を結び」(T11.12.6内報)、同行の債権銀行との調整を経て「爾来京和系によりて経営、今日に及べるもの」(T12.5.30内報)とされた。取締役には京和側から平田章千代、小林保(京和銀行監督)、柳沢寛三、岩田督(京和貯蓄銀行取締役)が取締役に、福原俊丸(京和貯蓄銀行監査役)が監査役に就任していた。(要T11, p8) 同行は京和との連名広告を出すなど連携ぶりを示していた。しかし親銀

54) 柳沢寛三(東京)は京和銀行員、中央商業銀行取締役(要T11, p8)、京和銀行第三新株110株主(T11/6 #45営, p51)、国民銀行14,345株の一部の名義人を務めた(T15.12.23法律)

55) 尾原雄之助(東京市四谷区本村町39)は工学士、東京市電気局技師(紳T11上, p123)、京和銀行監査役のみ(要T11役上, p131)、日本電灯300、早川電力150、信越電力350、東京瓦斯100、日米信託100株(株主要覧, p361)

行の京和側の蹉跌もあって、12年5月中央商業銀行は不渡手形を出し、15年8月18日新規取引を停止（T15 9B）され、昭和3年3月7日営業免許を取消された。（変遷、p503）

5. 休業前の役員・大株主

10年12月では頭取木林ユウ、専務平田章千代、取締役富士治左衛門、田沢勇、藤井博⁵⁶⁾、監査役林副重、尾原雄之助で、青木嘉平治⁵⁷⁾は退任した。11年6月末の大株主は 平田章千代旧株860、第一・二優先新株4,675、第三優先新株9,413、計14,948、木林ユウ旧株290、第一・二優先新株1,755、第三優先新株3,000、計5,045、杉野勇次郎1,295、小倉鼎⁵⁸⁾1,000、国光生命保険相互会社1,000、尾原雄之助第三優先新株1,000、藤井博第一・二優先新株142、第三優先新株580、計722、林副重旧株50、第三優先新株300、計350、田沢勇旧株121、第三優先新株200、計321、富士治左衛門旧株50、第一・二優先新株50、第三優先新株200、計300であった。（T11/6 #45営、要T11、p18）

11年6月末では本店を神田区中猿楽町17に置き、支店28、代理店27、計59の店舗を擁し（T11/6 #45営、p4）、「大阪、福岡、名古屋等の全国枢要郡部二十六箇所の支店と百余の出張所を設け、十四万七千八十余名の預金者と千二百五十万円の預金額を擁して居た」（T14.1.7時事夕）

「組織は株式会社であるが、総株数二万の中、五千六百株は頭取おゆう婆さんの所有、婆さんの親戚で専務取締役の役に就いて居る平田章千代君の持株が二千六百株、其他は少し宛一族の者に分け持たしてあるが、事実はおゆう婆さん

56) 藤井博（兵庫県城崎郡豊岡町）は京和銀行、京和貯蓄銀行各取締役（要T11役下、p4）

57) 青木嘉平治（茨城県結城郡水海道町350）は先代開業の米穀肥料商（商工T3、p13）、深川倉庫、実業銀行各取締役（帝T5職、p226）、東京市深川区西大工町31、報徳銀行、日本精麦各取締役（紳T11下、p11）、東海銀行150、拓銀100、日米信託100（株主要覽、p187）、11/6期京和銀行新株400、3新株200株主（T11/6 #45営、p67）

58) 小倉鼎（大阪市南区天王寺堂芝町）は亜細亜商事〔大阪市東区北浜4-13、資本金100万円、代表取締役泉金次郎、監査役池永勇三ら〕代表取締役（要T11役上、p129）、大正12年開業の羅紗綿商（帝信T14大阪、p56）、11/6期京和銀行3新株1000株主（T11/6 #45営、p16）

のものも同然、此の銀行は全然おゆう銀行なのである。此のやうに株の実権がみんな自家にあるからは相場の高低なども心配するに及ばず、無闇矢鱈と要らぬ所へ手を出さぬから、世の風波にも悩まされず、基礎は最も鞏固で信用も厚く、全く石橋を叩いて渡る主義のおゆう式営業法を發揮して居る(成金, p141~2)と評された。

6. 取付状況

11年11月30日日本積善銀行⁵⁹⁾取付の余波を受け、まず最初に京都支店、同修学院出張所が取付け(T11.12.2大銀)に遭遇し、約10日で全国の支店に波及した。奈良県の調査では「積善銀行支払停止二件ヒ京和銀行川端(京都市所在)支店ノ取付騒キヲ新聞紙上ニ発表シタルニ因ル」⁶⁰⁾とあり、「西陣方面に現存する銀行を一覧するに先づ...大宮通を下れば...角に京都銀行支店、同所を下りて京和銀行支店、同じく一二町下りて一条角には日本貯蔵支店あり」(T8.3.4日出)と、日本貯蔵銀行(日本積善銀行と改称)と京和銀行は僅か「一二町」の近距離にあったためであろう。取付、休業が新聞等で報じられた支店名を取付の発生順にあげると、京都(11/30)、奈良(11/30)、王寺(12/1)、神戸(12/2)、40万円内外、大阪(12/2)、飯塚(12/2)、高田(12/4)、三島(12/4)、金沢(12/4)、56.9万円、貸付10.7万円、武生(12/4)、門司(12/5)、中津(12/6)、下関(12/6)、小倉(12/6)、戸畑(12/6)、八幡(12/6)、勝山(12/6)、富山(12/6)、20万円、貸付約5万円、岡山(12/6)、呉(12/7)、^①新潟(刈和野町)(12/8)、^②広島(12/8)、^③柏崎(12/9)、約45万円などであった。このほか久留米、松本(約15万円、約500口)等でも取付が報じられている。12月4

59) 日本積善銀行は拙稿「大正バブル期における起業活動とリスク管理 高倉藤平・為三経営の日本積善銀行破綻の背景」『滋賀大学経済学部研究年報』第10巻、平成15年12月、同「明治大正期京都の商家集団の銀行関与活動とリスク管理 京都貯蔵銀行・京都銀行を事例として」『経済史研究』第8号、平成16年3月、大阪経済大学日本経済史研究所参照。

60) 大正12年4月12日銀行局長宛「銀行休業二関スル件」『大正十二年度普通銀行一件』(奈良県庁文書 T12.45)

日までに全国で約130万円の預金が払出され（T11 .12 5東日）、奈良支店管内だけで131 417円（支店のみ79 580円）、王寺支店で5 2万円を支払った。

むすびにかえて

京和銀行自身の当局への報告では「当行儀、大正十一年十二月初旬大阪積善銀行ノ取付ノ為メ其余波ヲ受け取付ラレタリ。当時ノ総預金二千二百余万円ヲ有シタ」⁶¹⁾とし、11年12月末の『営業報告書』「営業ノ景況」でも以下のように述べている。「前 11年6月 期ヨリ継承セル不況八本 11年12月 期二入り一層甚敷萎靡沈衰シ、金融振ハス。折柄十一月末ニ至リ関西方面ニ於ケル銀行動揺ノ余波当行モ凶ラザリキ、新聞 紙上ニ禍ヒセラレ同地方ノ支店代理店ニ影響ヲ被リ、之レカ救済中、一般ノ形勢ハ増々悪化シ、次テ中国九州北陸ノ各店ニ及ホシ、本店亦取付ヲ受ケタリトノ新紙上無稽ノ記事ヲ掲載セラレテヨリ、忽チ本店ニモ累ヲ及ボシ、時ナラザル災厄ニ遭遇セル為メ、一面貸金ノ回収、救済金ノ調達等ニ力ヲ尽シ、幸歳晩ニ幾分ノ成立ヲ見、漸ク本期ヲ経過セリ。事態如斯ナルヲ以テ遂ニ収益減ヲ来タシ、乍遺憾本期株式配当ヲ為シ能ハザルニ至リシハ実ニ株主各位ニ対シ深く謝スル処ナリ」（T11/12 # 46 嘗、p 6）

前述の通り急拡大を続けて来た京和銀行への好意的な世評も少なくなき、休業当時の本店側の支店への現状説明でも「別段不始末がある訳でないから整理する必要もなく、左ればと云って今俄に各地支店の要求金額をオイソレと放り出すことは投資が各方面に互ってゐる上、期間のある貸付の事だから容易に回収する事は出来ない...預金者が相当時日を貸してさへ呉れたら、銀行は此俥固き礎の上に立って行くことが出来る」（T11 .12 .12北国）と概して楽観的であったという。京和銀行本店は東京日日の取付報道にも「四日には取付といふ程の事はなかった」（T11 .12 5東日）として「本店は無事」との記事訂正を要求したほどであった。

61) 昭和2年5月大蔵省宛京和銀行陳情書（写）、銀第三八四号、『京和銀行（破産・担保処分）』、日本銀行アーカイブ# 4356

また休業行の中で「京和銀行外数行は何れも単に営業状態も比較的堅実であったため、日銀其の他の有力銀行の後援に依り直に開業又は大事に至らずして解決した」(T12 4 6神戸又新)との好意的な報道もみられた。こうした経過は11年12月14日本支店一斉に臨時休業した報徳銀行当局が「今回の災厄は主として京阪地方に於ける諸支店が日本積善銀行取付の余波を蒙り、急激なる取付に遭遇したるより起りしことにして、営業状態に何等不良の点なく」(T11 .12 20B)と積銀の余波をことさらに強調したのと大同小異である。しかし年末に発表された農商務省の取付29行調査(T11 .12 26東日)では京和銀行・京和貯蓄銀行の取付原因は他7行のように積銀余波とは断定されず、不明とされ、『時事新報』も京和銀行は「不当貸し出しや重役の不始末からついに破綻を来たし」(T14 .1 7時事夕刊)たと破綻原因を報じた。帝国興信所も京和銀行が「大正七年以来共立電機、諏訪工業及び石黒慶三郎、諏訪方季、田沢巳之吉、大畑宗次郎、山口文右衛門氏等の一味に対し貸出したる金額のみにても百数十万円に上りたるが、債務者が轡を駢べて破綻を暴露したる結果、同行も勢ひ回収不能に陥り...」(T11 .12 6内報)と判断、破綻した共立電機電線⁶²⁾関係者への百万円超の大口貸付などによるものと推測している。紙面も尽きたので、同行破綻の遠因の本格的な検討については稿を改めることとしたい。

62) 共立電機電線は大正7年には「京和銀行よりの無担保借入金だけで1,000千円にも上ぼった結果、やむなく工場財団を設定することとなり、同銀行の顧問弁護士布山富章が監査役として就任」(『安立電気株式会社創立30年史』昭和39年、p56)した。同社工場財団が競売に付せられ、12年5月16日競落者・京和銀行が「競落物ノ物的出資ヲ為サシメ、新二会社ヲ創立シ、営業ヲ新設会社ニ経営セシメ」(T12/9 共立電機電線『第三十一期営業報告書』、p1)た結果、自己競落会社たる共立電機が資本金120万円(払込済、1株50円、24,000株)で設立され、京和銀行が少なくとも17,120株を保有し、取締役には平田章千代ら、監査役布山富章が就任した。(T12 5 29内報)